

2. 指定事業者における法令遵守徹底のために必要な措置

- 行政は法律を厳格に適用し、指導・監査の徹底をはかるべき。また保険者は、介護給付費適正化事業に積極的に取り組むべき。
 - 新規指定・更新時には、事業者に対し、指定取消要件、労働関係法規・通達を十分に周知し、それを遵守するよう指導を徹底すべき。
 - 介護サービス情報の公表・報告制度を積極的に活用し、都道府県のチェックを要する「調査項目」に、労働関係法規をはじめとする法令遵守を加えるべき。
 - 利用者、被保険者など市民による監視を可能とするような介護保険運営協議会の設置を全保険者に義務づけるべき。
-